

理由書

(尾張都市計画道路 3・5・63 号大口楽田線ほか 2 路線)

1. 路線の概要

都市計画道路 3・5・63 号大口楽田線（以下「大口楽田線」という）は、昭和 39 年に 3・4・9 号愛岐南北線と県道若宮江南線を結ぶ東西方向の道路として都市計画決定されました。その後、平成 13 年に右折レーンを設けるなどの変更等を経て現在に至っています。

都市計画道路 3・4・552 号小口線（以下「小口線」という）は、昭和 46 年に 3・4・78 号斎藤羽黒線と 3・4・555 号柏森大口線を結ぶ南北方向の道路として都市計画決定されその後、平成 13 年の終点及び延長の変更を経て、現在に至っています。

都市計画道路 3・4・553 号役場前線（以下「役場前線」という）は、平成 13 年に柏森大口線から大口町役場を通り小口線までを結ぶ東西方向の道路として都市計画決定されました。

尾張都市計画区域マスタープラン（愛知県：平成 31 年 3 月策定）では、交通施設の基本方針として、「東名・名神高速道路など広域交通ネットワークを最大限活用しつつ、区域内の円滑な交通の確保や各拠点へのアクセス性の強化に向けて、質の高い交通環境の形成・充実を図ります。」としています。

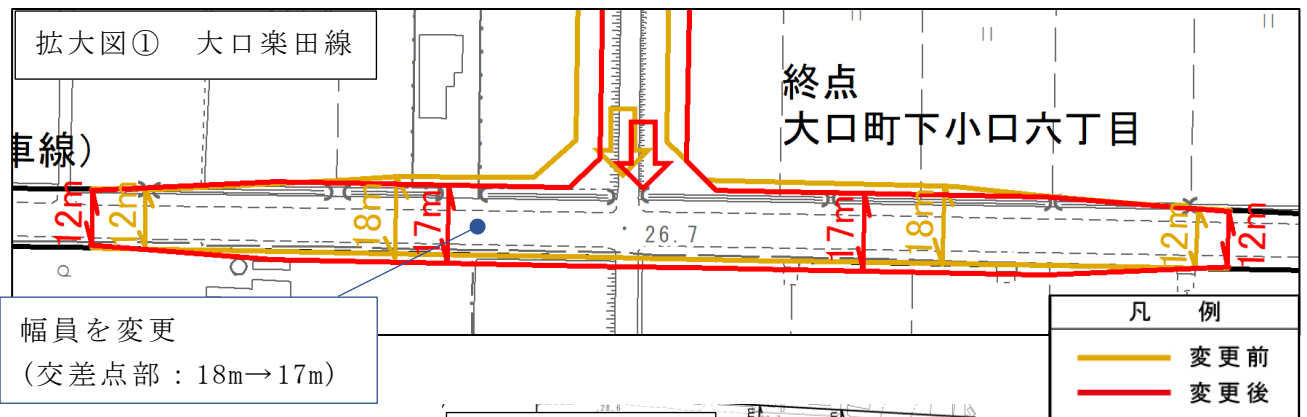
大口町都市計画マスタープラン（大口町：令和 4 年 6 月一部改訂）では、道路・交通の方針として、「将来都市構造で設定した南北・東西交通軸をはじめとした都市計画道路については、幹線道路として主要幹線道路・都市幹線道路・地区幹線道路及び補助幹線道路の役割を果たすため、都市計画道路のあり方を検討した上で未整備区間の整備を促進する。」としています。（大口楽田線：都市幹線道路、小口線・役場前線：補助幹線道路）

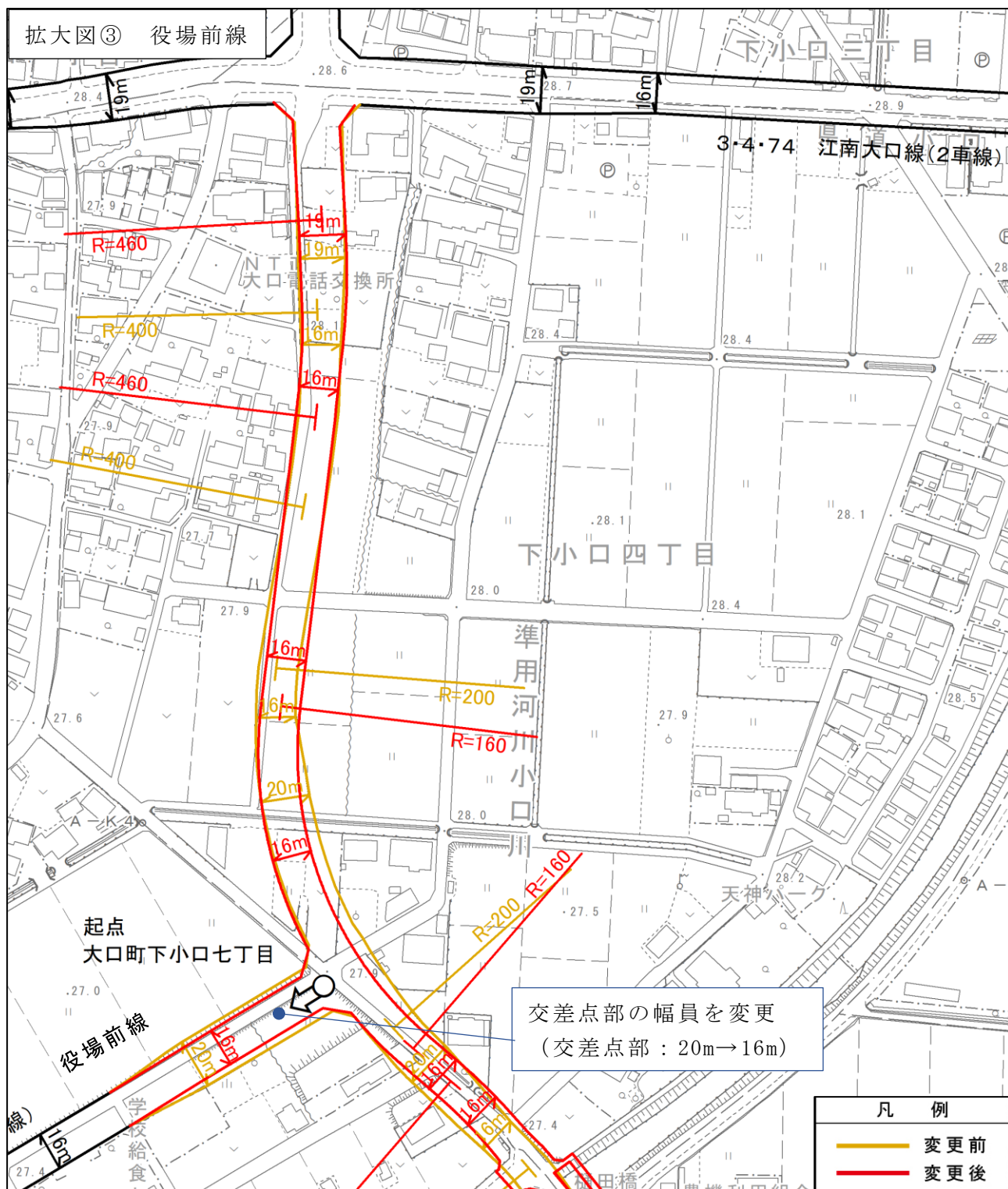
(1) 都市計画変更の理由

小口線については、既存の樋田橋を有効活用することに加え、樋田橋の南側においては、接続する道路との交通安全性の向上を図るため、新たにラウンドアバウトを設置し、平面線形および幅員を変更します。

役場前線では、江南大口線を始めとする周辺道路の整備に伴い、交通量が減少したことにより、小口線との交差点部において右折レーンが不要となったため、幅員を縮小します。







(2) 都市計画変更の内容

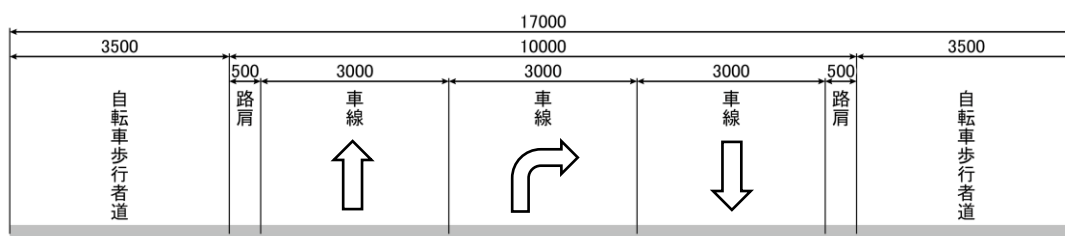
【 3 ・ 5 ・ 63 号大口楽田線 】

変更の延長	○ 約 248m		
変更内容	○ 一部区間の区域を変更する		
		新	旧
交差点部幅員		17m	18m

○道路幅員（ 3 ・ 5 ・ 63 号大口楽田線）

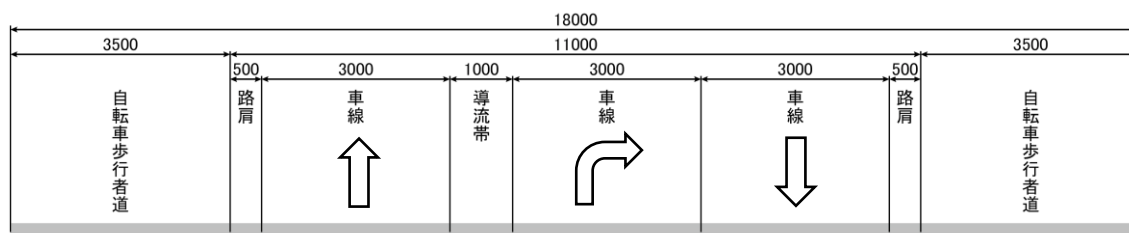
（変更後）

- ・ 交差点部 幅員 W=17m



（変更前）

- ・ 交差点部 幅員 W=18m

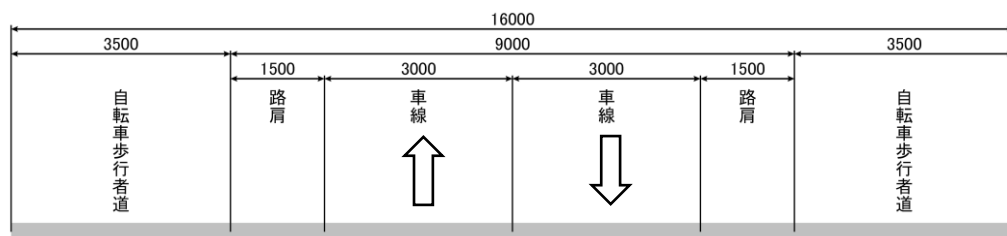


【 3 ・ 4 ・ 552 号小口線】

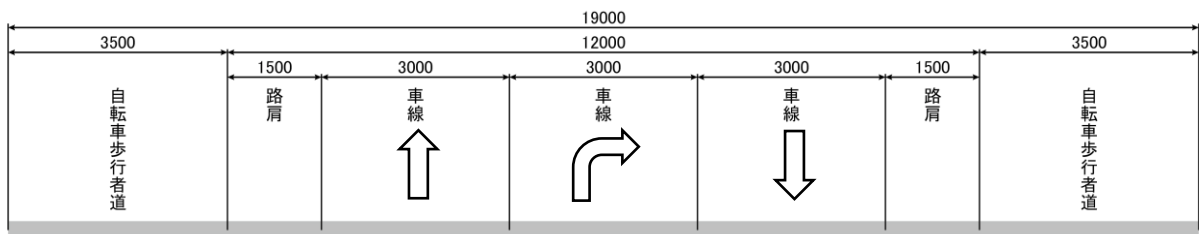
変更の延長	○ 約 950m		
変更内容	○ 一部区間の区域を変更する		
	変更内容	新	旧
	交差点部幅員	19m	20m
	・ ラウンドアバウトを設置する ・ 一部区間の線形を変更する		

○道路幅員（ 3 ・ 4 ・ 552 号小口線）
（変更後）

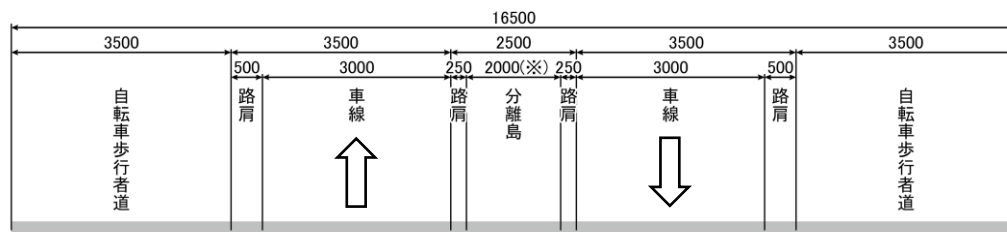
- ・ 一般部 幅員 W=16m



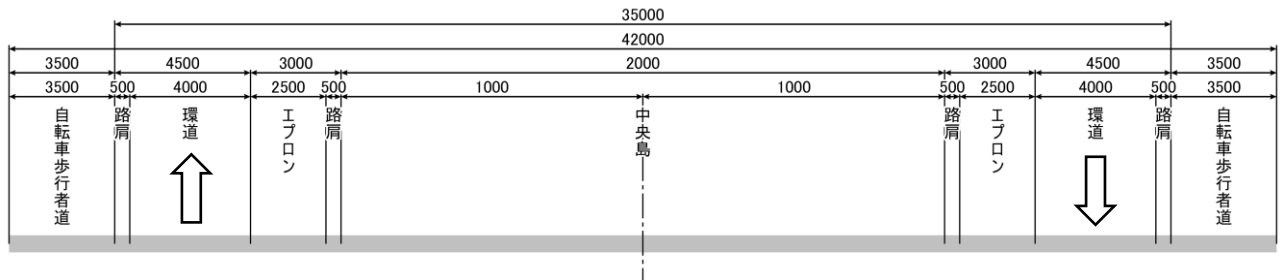
- ・ 交差点部 幅員 W=19m



- ・ ラウンドアバウト交差点部 幅員 W=16.5m

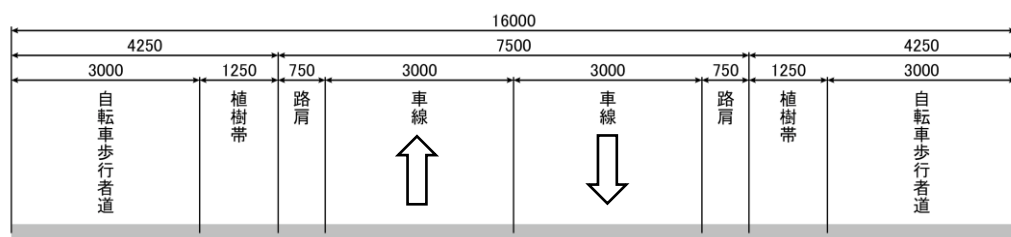


・ラウンドアバウト環部 幅員 W=42.0m

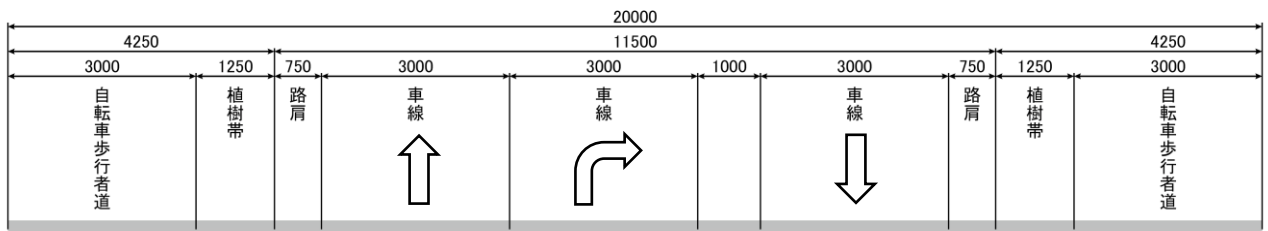


(変更前)

・一般部 幅員 W=16m



・交差点部 幅員 W=20m



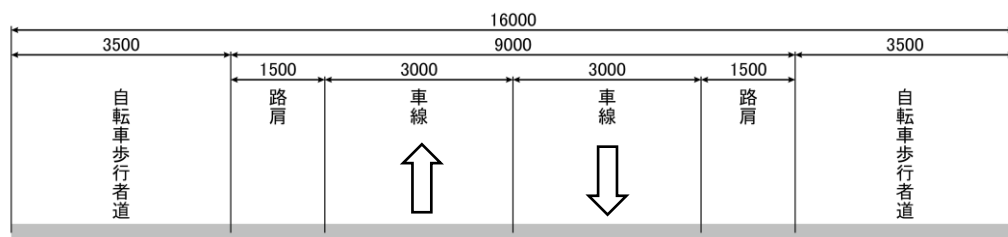
【 3 ・ 4 ・ 553 号役場前線】

変更の延長	○ 約 107m		
変更内容	○ 一部区間の区域を変更する		
		新	旧
交差点部幅員		16m	20m

○道路幅員（ 3 ・ 4 ・ 553 号役場前線）

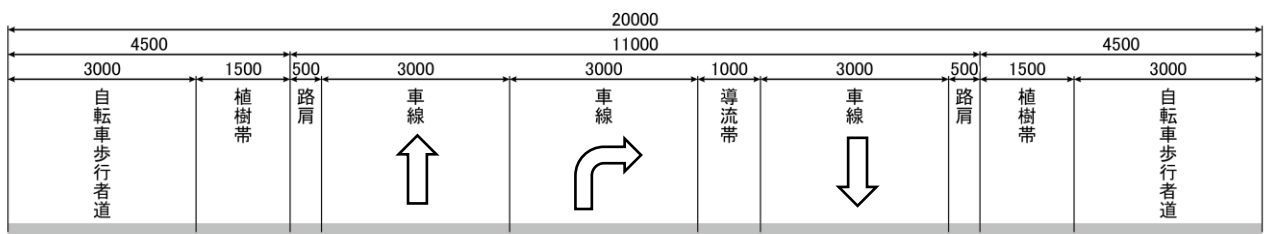
（変更後）

・ 交差点部 幅員 W=16m



（変更前）

・ 交差点部 幅員 W=20m



(3) その他

【 3 ・ 5 ・ 63 号大口楽田線 】

①将来交通量・設計速度・車線数

○自動車交通量

当該区間の計画交通量は、8,400(台/日)(東)、5,700(台/日)(西)です。

(※大口楽田線全体としての平均の計画交通量は 5,873 台(台/日))

計画道路周辺の市街化状況及び計画交通量から、道路区分は第 3 種第 3 級の設計速度 50km/h としています。

車線数については、計画交通量により 2 車線とします。

○歩道等

歩行者及び自転車の通行形態は自転車歩行者道とします。

②幅員構成

道路構造令により以下の通り幅員決定します。

○車道部

- ・車道…3.0m とします。交差点部の右折車線も同様に 3.0m とします。
- ・左側路肩…0.5m とします。

○歩道部

- ・自転車歩行者道

両側、3.5m とします。

【 3 ・ 4 ・ 552 号小口線 】

①将来交通量・設計速度・車線数

○自動車交通量

当該区間の計画交通量は、4,200 台/日です。

計画道路周辺の市街化状況及び計画交通量から、道路区分は第 3 種第 3 級の設計速度 50km/h としています。

車線数については、計画交通量により 2 車線とします。

○歩道等

歩行者及び自転車の通行形態は自転車歩行者道とします。

②幅員構成

道路構造令により以下の通り幅員決定します。

○車道部

- ・車道…3.0m とします。交差点部の右折車線も同様に 3.0m とします。
- ・左側路肩…1.5m とします。

○歩道部

- ・自転車歩行者道

両側、3.5m とします。

【 3 ・ 4 ・ 553 号役場前線】

①将来交通量・設計速度・車線数

○自動車交通量

当該区間の計画交通量は、3,800 台/日です。

計画道路周辺の市街化状況及び計画交通量から、道路区分は第 4 種第 2 級の設計速度 50km/h としています。

車線数については、計画交通量により 2 車線とします。

○歩道等

歩行者及び自転車の通行形態は自転車歩行者道とします。

②幅員構成

道路構造令により以下の通り幅員決定します。

○車道部

- ・ 車道…3.0m とします。
- ・ 左側路肩…1.5m とします。

○歩道部

- ・ 自転車歩行者道

両側、3.5m とします。